



# 埼玉県報

第188号  
令和3年(2021年)  
3月5日  
金曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例のあらまし（政策調査課）

### 条例

- 埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例（政策調査課）

### 規則

- 埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則（政策調査課）

### 訓令

- 埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令（県立学校人事課）

### 告示

- 大規模小売店舗の変更に関する告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する告示（商業・サービス産業支援課）
- 明戸北部土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路環境課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 狭山都市計画道路の変更（都市計画課）
- 春日部都市計画公園事業施行の周知（公園スタジアム課）
- 宅地建物取引業法の規定に基づく業務停止処分の公告（建築安全課）
- 埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程（政策調査課）
- 監査結果の公表（監査第二課）
- 特定事務監査結果の公表（監査第二課）
- 措置通知の公表（監査第二課）

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三号）（政策調査課）

### 一 趣旨

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の廃止に伴い、常任委員会の所管事項を改めるための改正

### 二 内容

福祉保健医療委員会の所管事項から病院局を削除

### 三 施行期日

令和三年四月一日

## 条 例

埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第三号

埼玉県議会委員会条例の一部を改正する条例

埼玉県議会委員会条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「保健医療部及び病院局」を「及び保健医療部」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県議学会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月五日

埼玉県議会議長 田 村 琢 実

### 埼玉県議学会議規則第一号

埼玉県議学会議規則の一部を改正する規則

埼玉県議学会議規則（昭和五十八年埼玉県議学会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができらる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

### 埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

県 立 学 校

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月五日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県立学校文書管理・公印規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一県立けやき特別支援学校の項の次に次のように加える。

県立戸田かけはし高等特別支援学校
------------------

戸か高特
------

#### 附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ鳩ヶ谷店

埼玉県川口市里千五百八十五―一

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 中澤裕二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 中澤裕二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

#### ハ 変更年月日

令和二年十一月十八日

#### ニ 届出年月日

令和三年二月十日

#### 二 縦覧期間

令和三年三月五日から令和三年七月五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年三月五日から令和三年七月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第二百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ所沢店

埼玉県所沢市牛沼二千八百三十三―五

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 中澤裕二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

### ハ 変更年月日

令和二年十一月十八日

### ニ 届出年月日

令和三年二月十日

### 二 縦覧期間

令和三年三月五日から令和三年七月五日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和三年三月五日から令和三年七月五日まで

### ロ 意見書提出先



## 告 示

### 埼玉県告示第二百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ所沢西店

埼玉県所沢市林三丁目五百七十一

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 中澤裕二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 中澤裕二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

#### ハ 変更年月日

令和二年十一月十八日

#### ニ 届出年月日

令和三年二月十日

#### 二 縦覧期間

令和三年三月五日から令和三年七月五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年三月五日から令和三年七月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第二百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ新座店

埼玉県新座市野火止六―一―十

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 中澤裕二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

### ハ 変更年月日

令和二年十一月十八日

### ニ 届出年月日

令和三年二月十日

### 二 縦覧期間

令和三年三月五日から令和三年七月五日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和三年三月五日から令和三年七月五日まで

### ロ 意見書提出先



## 告 示

### 埼玉県告示第二百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ坂戸店

埼玉県坂戸市八幡二―五―三十八

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 中澤裕二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社コジマ 代表取締役 木村一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

（変更後）株式会社コジマ 代表取締役 中澤裕二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

#### ハ 変更年月日

令和二年十一月十八日

#### ニ 届出年月日

令和三年二月十日

#### 二 縦覧期間

令和三年三月五日から令和三年七月五日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年三月五日から令和三年七月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

## 埼玉県告示第二百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和三年三月二日認可した。

令和三年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 名称

明戸北部土地改良区

### 二 事務所所在地

熊谷市

# 告示

## 埼玉県告示第二百二十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和三年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

道路の種類	路線名	区間
県道	行田東松山線	埼玉県東松山市神明町一丁目五四一九番地 一地先から埼玉県東松山市神明町一丁目五四二〇番地一地先まで

# 告 示

## 埼玉県告示第二百二十三号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二〇―三十四―〇号

### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県蓮田市大字井沼字清水四百十一番一外

### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 千八百六十七・七七立方メートル

# 告示

## 埼玉県告示第二百二十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一九―六一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡三芳町大字北永井字吹上百八十三番 他六筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千百五十一・一八立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第二百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、狭山都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第二百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和三年関東地方整備局告示第七十号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後新たに編入された事業地内において土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和三年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 都市計画事業の種類及び名称

春日部都市計画公園事業五・五・〇三号新たな森公園

#### 二 施行者の名称

埼玉県

#### 三 事務所の所在地

さいたま市大宮区高鼻町四丁目

#### 四 変更に係る事業地の所在

イ 新たに編入に係る事業地の所在  
なし

ロ 削除に係る事業地の所在

春日部市下大増新田字西耕地

# 告 示

## 埼玉県告示第二百二十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、令和三年二月二十五日付けで、次のとおり処分した。

令和三年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は 名称	氏名（法人にあつて は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処 分 の 内 容
有限会社 プラウト ヨシモト	由本 俊昭	埼玉県川口市 本町二丁目八 番十四号	三十日間の業務の全部停 止

## 告示

### 埼玉県議会告示第一号

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月五日

埼玉県議会議長 田村 琢実

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程

埼玉県議会委員会規程（昭和五十八年埼玉県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「事故」を「やむを得ない事由」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

（出席の特例）

第十条の二 委員長は、新型コロナウイルス感染症等重大な感染症のまん延防止の観点から又は大規模災害等の発生等により、委員会の招集場所への参集が困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下この条及び第三十三条第一項において「オンライン」という。）により、当該委員を委員会に出席させることができる。

2 委員は、オンラインにより委員会に出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 オンラインにより委員会に出席した委員は、第十三条、第十四条第一項及び第三十八条第一項の出席委員とする。

4 オンラインにより委員会に出席した委員があるときの表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第十二条中「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（委員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。

第三十三条第一項中「できる」の下に「（オンラインにより委員会に出席した委員があるときを除く。）」を加える。

### 附則

この規程は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

令和三年三月五日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	小山彰
埼玉県監査委員	神尾高善
埼玉県監査委員	白土幸仁

## 令和2年度第3回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

### 1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

### 2 監査の対象

#### （1）対象事務

令和元年度、令和2年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

#### （2）対象機関

地域機関 224 機関（別紙「監査の対象機関」のとおり）

#### （3）実施期間

令和2年10月19日～令和2年12月28日

### 3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

### 4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

### 5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項 5件 (4機関)

番号	部局	機関	概要
1	県土整備部	秩父県土整備事務所	平成30年度に締結した災害防除工事(煤川工区)について、当初契約は消費税率8%の契約であり、消費税率等に関する経過措置の対象であったにもかかわらず、変更契約の際に契約全体に対して10%の消費税率を適用したのは不適切であった。
2	県土整備部	杉戸県土整備事務所	令和元年度に締結した雑草刈払業務委託について、十分な進行管理を行っていなかったため、不経済な消費税支出が生じたことは不適切であった。
3	県土整備部	総合治水事務所	平成30年度に締結した社会資本整備総合交付金(河川)工事(用地測量業務委託その1)について、当初契約は消費税率8%の契約であり、消費税率等に関する経過措置の対象であったにもかかわらず、変更契約の際に契約全体に対して10%の消費税率を適用したのは不適切であった。
4	県土整備部	総合治水事務所	令和元年度に実施した河川維持修繕工事(陥没修繕工)について、業務が完了しているにもかかわらず、完了後の日付で契約関係書類を作成又は徴取していたことは著しく不適切であった。
5	病院局	がんセンター	令和元年度に締結した「埼玉県立がんセンター及び埼玉県立精神医療センター屋外整備業務委託」について、入札公告において一般競争入札(事後審査型)で落札者を決定するとしながら、同時に入札書提出前に入札参加資格申請書及び必要書類を提出の上、入札参加資格の確認を求めていたことは、不適切であった。

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 5件 (5機関)

番号	部局	機関	概要
1	保健医療部	衛生研究所	令和元年度に長期継続契約として締結した業務委託契約1件、令和2年度に長期継続契約として締結した業務委託契約2件について、契約書に、翌年度以降に歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合に契約を解除する旨の特約を定めていなかったことは不適切であった。
2	県土整備部	北本県土整備事務所	平成30年度に締結した「一般県道上尾環状線の道路改築事業に伴う高崎線北上尾駅構内久保踏切道除却こ道橋新設に係る概略設計業務委託」について、執行伺を

			作成していなかったことは不適切であった。
3	県土整備部	川越県土整備事務所	令和元年度に執行した「CADソフトウェア（建設図面プログラム増設）」の購入について、契約金額が50万円以上にもかかわらず、請書その他これに類する書類を相手方から徴していなかったことは不適切であった。
4	病院局	小児医療センター	平成31年度に締結した「医療機器（単年度契約分）保守点検業務委託」について、予定価格調書を作成する前に徴した見積書に基づき契約を締結していたことは不適切であった。
5	教育局	春日部高等学校	令和元年度に全国高等学校長協会の総会・研究協議会を当校長が欠席したことに伴う負担金2,000円の戻入事務について、次の点で不適切であった。 1 欠席後、速やかに同協会と調整せず、戻入決定、債権管理簿の記載、返納通知書の送付を行わなかった。 2 同協会が現金で返納した際に、適正な手続を取らず当校長が直接現金を受領した。 3 現金受領後、収納した日から起算して5日以内に指定金融機関等に払い込まず、10日後に払い込んだ。

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

## 別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、南西部地域振興センター、東部地域振興センター、川越比企地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、さいたま県税事務所、川口県税事務所、上尾県税事務所、本庄県税事務所、春日部県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター、男女共同参画推進センター
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	中央環境管理事務所、秩父環境管理事務所、越谷環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター
福祉部	東部中央福祉事務所、西部福祉事務所、北部福祉事務所、秩父福祉事務所、総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター、中央児童相談所、南児童相談所、川越児童相談所、越谷児童相談所、草加児童相談所
保健医療部	南部保健所、朝霞保健所、春日部保健所、草加保健所、坂戸保健所、狭山保健所、加須保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所、高等看護学院、動物指導センター、動物指導センター南支所
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター北部研究所、川口高等技術専門校、春日部高等技術専門校、職業能力開発センター
農林部	さいたま農林振興センター、東松山農林振興センター、本庄農林振興センター、大里農林振興センター、加須農林振興センター、川越家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、茶業研究所、水産研究所、寄居林業事務所、農村整備計画センター
県土整備部	さいたま県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、本庄県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、杉戸県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所、鉄道高架建設事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、川越建築安全センター、熊谷建築安全センター、越谷建築安全センター、営繕・公園事務所
企業局	庄和浄水場、行田浄水場、新三郷浄水場、吉見浄水場、水質管理セン

	ター、水道整備事務所、水道整備事務所鴻巣支所
病院局	がんセンター、小児医療センター、精神医療センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育局	南部教育事務所、西部教育事務所、東部教育事務所、久喜図書館、さきたま史跡の博物館、自然の博物館、文書館、加須げんきプラザ、大滝げんきプラザ、伊奈学園中学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橘高等学校、朝霞高等学校、伊奈学園総合高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和西高等学校、大宮高等学校、大宮工業高等学校、大宮中央高等学校、小鹿野高等学校、春日部高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川口青陵高等学校、川口東高等学校、川越高等学校、川越総合高等学校、川越西高等学校、川越初雁高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷総合技術高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、狭山経済高等学校、狭山工業高等学校、狭山清陵高等学校、狭山緑陽高等学校、志木高等学校、庄和高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、草加東高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、所沢北高等学校、所沢西高等学校、豊岡高等学校、新座総合技術高等学校、鳩ヶ谷高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、不動岡高等学校、本庄高等学校、皆野高等学校、宮代高等学校、与野高等学校、蕨高等学校、上尾かしの木特別支援学校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、川口特別支援学校、騎西特別支援学校、久喜特別支援学校、熊谷特別支援学校、けやき特別支援学校、けやき特別支援学校伊奈分校、越谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、狭山特別支援学校、秩父特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、東松山特別支援学校、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、宮代特別支援学校
警察本部	警察学校、浦和警察署、大宮警察署、武南警察署、朝霞警察署、草加警察署、上尾警察署、川越警察署、狭山警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、本庄警察署、熊谷警察署、深谷警察署、羽生警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署、越谷警察署、久喜警察署、杉戸警察署

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第二項の規定に基づき  
監査を執行したので、同条第九項及び第十項の規定に基づく監査の結果に関する報  
告を次のとおり公表する。

令和三年三月五日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	小山彰
埼玉県監査委員	神尾高善
埼玉県監査委員	白土幸仁

# 令和2年度特定事務監査（テーマ監査）結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第2項及び埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び第10項並びに基準第15条第1項及び第2項に基づき報告する。

## 1 監査等の種類

特定事務監査（基準第3条第1項第2号）

## 2 監査の対象

### （1）対象事務

「地域社会を支える人材育成について」をテーマとし、令和元年度、令和2年度の事務の執行等を対象事務とする。

### （2）対象機関

本庁4機関及び地域機関3機関（別紙「監査の対象機関」のとおり）

### （3）実施期間

令和2年12月22日～令和3年1月29日

## 3 監査の着眼点

監査対象機関の事務の執行等についての監査は、「地域社会を支える人材育成」に係る以下の項目について、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点の主眼とする。

- ① 各人材育成・確保策の現状
- ② 人材育成・確保を目的とする各施設の有用性、学生・利用者の満足度
- ③ 目標や計画から見た到達度、将来性
- ④ 社会経済、県民ニーズから見た有効性

## 4 監査の実施内容

基準第9条ないし第13条の規定を踏まえ、監査を実施した。

## 5 監査結果

今回報告分の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、監査結果の報告に添える意見は次のとおりである。

監査結果の報告に添える意見 24件 (7機関)

番号	部局	機関	意見内容
1	保健医療部	医療人材課	新型コロナウイルス感染症の感染拡大のさなかにあつて、医師、看護師を始めとする医療人材の重要性がこれまで以上に高まっている。 地域医療教育センターの運営に当たっては、具体的な医師確保目標を定め、適切な機器整備の上、利用者である医療従事者の意見やニーズを十分に生かしながら運営していただきたい。
2	保健医療部	医療人材課	令和5年度までの目標を掲げる医師確保計画の遂行に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策の教訓を踏まえつつ、県が投じる多額の予算に見合った効果が得られるよう、確実に進捗させることにより、県民が期待する医療人材不足の解消に努めていただきたい。
3	産業労働部	産業人材育成課	高等技術専門校等の魅力を高める方法の一つとして、時代に合った企業ニーズの把握が非常に重要であることから、各訓練科の定員の見直しも含め、様々な訓練科の将来的な在り方を考える的確な材料としていただきたい。
4	産業労働部	産業人材育成課	企業ニーズを有効に把握するに際し、今後とも十分に企業訪問や調査を行い、高等技術専門校の魅力を高めていくことで、県内中小企業を中心とするモノづくり人材、産業人材の育成に、引き続き貢献していただきたい。
5	産業労働部	春日部高等技術専門校	金属加工科の訓練生募集に当たっては、金属加工科の特徴や長所について多くの若者に興味を持ってもらえるような説明を今後も続けていただきたい。
6	産業労働部	春日部高等技術専門校	企業訪問等を通じて企業ニーズの把握に努め、就職先の確保、訓練の充実につなげるよう努めていただきたい。
7	産業労働部	春日部高等技術専門校	就職指導については、訓練生一人一人に十分に向き合って地域社会に貢献できる人材の育成に努めていただきたい。
8	産業労働部	春日部高等技術専門校	新型コロナウイルスの影響下にあつても、訓練生に必要な技能及び資格が取得できるよう、十分な訓練時間の確保に配慮していただきたい。
9	農林部	農業支援課	農業大学校では、キャリア教育や先端的技術を活用し、農業経営の支援を踏まえたカリキュラムを充実させるなど、今後のニーズにマッチした魅力を高めていくことで、より多くの応募者確保と就農率の向上に取り組んでいただきたい。
10	農林部	農業支援課	新規就農を志す者にとって、できる限り希望にかなう就農実現や相談ができるよう、さらに就農者が定着できるよう明日の農業担い手育成

			塾の設置市町村の拡充や、市町村などの関係機関と連携し、相談者に寄り添った就農相談の対応など、引き続き努めていただきたい。
11	農林部	農業大学校	<p>農業大学校に対する県民の認識が広がるように取り組んでいただきたい。</p> <p>そのためには、募集活動を行う中で実践力を習得する体験学習あるいはキャリア教育をはじめとする様々なプログラム等、農業大学校の特徴や魅力を効果的に知ってもらうPRが必要である。</p> <p>多くの高校生や幅広い年代の就農希望者に興味を持ってもらえるような工夫と機会をより多く作っていただきたい。</p>
12	農林部	農業大学校	<p>農業人材の育成において、農作業の経験も大切だが、農業従事者として定着させるためには、利益を生むための経営学や原価意識を身につけさせることが重要である。</p> <p>そのためには、例えば「健康志向野菜」のような特色があり、売れそうな作物の栽培技術の教育の実施や、成功している卒業生を活用した先進農家体験学習などを積極的に展開していただきたい。</p>
13	農林部	農業大学校	<p>就農支援については、生徒一人一人と十分に向き合い、丁寧なアドバイスや支援を通じて、地域社会に貢献する人材育成に努めていただきたい。</p>
14	農林部	農業大学校	<p>次世代の人材に農業を魅力ある産業と感じてもらうため、社会ニーズの把握や新技術の導入等を的確に行えるよう県内教育機関、農業者、地域との連携・交流に努めていただきたい。</p>
15	農林部	農業大学校	<p>将来像として、農業経営に必要な知識と技術を兼ね備えた実践力のある人材育成を継続することにより、農業経営者の養成機関として中心的な役割を果たしていただきたい。</p>
16	農林部	農業大学校	<p>今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りながら、一人でも多くの卒業生を本県農業の担い手として育成に努めていただきたい。</p>
17	教育局	高校教育指導課	<p>普通高校に進学しがちなモノづくりに関心のある優秀な生徒を確保するために、中学校への出前授業や進路指導担当教員の専門高校への理解を深める取組などリクルート活動を精力的に行っていただきたい。</p>
18	教育局	高校教育指導課	<p>基礎学力不足への対策については、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、学校現場では困難を強いられているかもしれないが、オンラインによるリモート学習などICTを適切に活用し、基礎学力の底上げを図られるよう努め</p>

			ていただきたい。
19	教育局	高校教育指導課	進路指導については、企業や社会、時代が求める人物像、自身の適性や将来の目標を深く理解するよう、ためになるキャリア教育をさらに充実させて、職業人材の育成を図っていただきたい。
20	教育局	高校教育指導課	今年度から、企業や研究機関と連携した「未来の職業人材育成事業」を開始したところであるが、社会や生徒のニーズを反映し、アップデートされた魅力あるカリキュラムを提供するために、大学や研究機関、民間企業などとの相互交流を一層強化していただきたい。
21	教育局	熊谷工業高等学校	生徒募集については、中学校に募集活動を行う中で、学科の特色などを強調して、多くの中学生に興味を持ってもらうような工夫をしていただきたい。 また、普通科への進学をアドバイスしがちな中学校の教員に、熊谷工業高校の魅力を伝えることに力を入れていただきたい。
22	教育局	熊谷工業高等学校	社会を構築していく中で、職人というのは大事な存在である。そのようなことを念頭に置いて人材育成に取り組んでいただきたい。 進路指導については、生徒一人一人と十分に向き合い、インターンシップを含むキャリア教育を実施していく中で、自分の将来や職業に対する理解を十分に深め、地域社会に貢献する人材育成に努めていただきたい。
23	教育局	熊谷工業高等学校	「脱炭素化」、「IOT化」など工業のあるべき姿やニーズが変化する中で、熊谷工業高校のポテンシャルを高め、社会で活躍できる総合力の高い生徒を輩出するため、建築・土木・電気・機械・情報技術の5学科について、学科の枠を超えたワンチームの取組を検討していただきたい。
24	教育局	熊谷工業高等学校	今後も新型コロナウイルス感染症対策にできる限り最善を尽くしつつ、生徒にとって進学、就職のために、確かな学力、規律ある態度を身につけられるよう、取り組んでいただきたい。 また、将来像については、専門知識に優れ、即戦力となるスペシャリストをさらに多く育成することにより、地域の信頼と期待に応えられる魅力ある工業高校として、多くの役割を果たしていくよう努めていただきたい。

別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
保健医療部	医療人材課
産業労働部	産業人材育成課、春日部高等技術専門校
農林部	農業支援課、農業大学校
教育局	高校教育指導課、熊谷工業高等学校

# 告 示

## 埼玉県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和三年三月五日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	小山彰
埼玉県監査委員	神尾高善
埼玉県監査委員	白土幸仁

1 監査の結果「注意」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
企業局	地域整備事務所	令和2年12月11日 (第166号)	平成31年度に長期継続契約を締結した「庁舎清掃業務委託」について、個人情報の取扱いに関する誓約書の写しを発注者に提出させていなかったことは不適切であった。	<p>契約（委託及び工事請負）締結後、「個人情報の取扱いに関する誓約書の写し」だけでなく、速やかに受領する必要がある書類の提出漏れを防止するため、監査結果を職員に周知するとともに、以下の取組を実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎管理などの委託契約は、契約書及び仕様書に基づいて受託者に提出を求める一覧表を作成して契約書に貼付し、別途提出期限を示して早期提出を促すとともに、「提出書類チェックリスト」を作成し、必要書類のチェックを徹底する。</li> <li>・ 工事に関する契約（委託及び工事請負）においても提出漏れが発生する可能性があるため、「提出書類チェックリスト」を作成し、上記と同様に提出期限を示して早期提出を促すとともに、必要書類のチェックを徹底する。</li> <li>・ 自己検査のチェック項目に「提出書類チェックリスト」の作成確認欄を追加し、複数職員によるチェックを徹底する。</li> </ul>

<p>病院局</p>	<p>循環器・呼吸器病センター</p>	<p>令和2年12月11日 (第166号)</p>	<p>令和2年度に締結した「輸液ポンプの賃貸借契約」について、予定価格調書を作成する前に徴した見積書に基づき契約を締結していたことは不適切であった。</p>	<p>再発防止のため、監査結果を事務局の全職員に周知するとともに、以下の取組を実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支出負担行為決議書を作成する際の注意事項を記したチェックリストを新たに作成し、当該チェックリストを支出負担行為決議書に添付して決裁を受けることとした。</li> <li>・ 当該チェックリストには、起案者が各チェック項目について「適・否・該当なし」を記入し、更に起案者とは別の職員も「確認者」として当該チェックリストに「適・否・該当なし」を記入した上で、決裁ラインによる回議・決裁を行うこととした。</li> <li>・ 上記の取組を全職員に周知し、決裁に関与するすべての職員が支出負担行為の確認を徹底することとした。</li> </ul>
------------	---------------------	-------------------------------	--	---